3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地字秋川四九三九の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省環境省告示第六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、知床国立公園に関する生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十二年十月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

環境大臣　松本　龍

知床国立公園に関する生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、エゾシカの防除等を行い、知床国立公園におけるエゾシカの採食圧による影響の低減を図ることにより、知床国立公園における原生的な生態系を維持又は回復をすることを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

知床国立公園全域

三　生態系維持回復事業の内容

㈠　生態系の状況の把握及び監視

㈡　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

㈢　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

㈣　生態系の維持又は回復に資する普及啓発

㈤　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

㈠　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

㈡　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携

㈢　生態系維持回復事業の実施体制

○農林水産省環境省告示第七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、尾瀬国立公園に関する生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十二年十月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

環境大臣　松本　龍

尾瀬国立公園に関する生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、ニホンジカの防除等を行い、尾瀬国立公園におけるニホンジカの採食圧による影響の低減を図ることにより、尾瀬国立公園における原生的な生態系を維持又は回復をすることを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

尾瀬国立公園全域

三　生態系維持回復事業の内容

㈠　生態系の状況の把握及び監視

㈡　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

㈢　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

㈣　生態系の維持又は回復に資する普及啓発

㈤　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

㈠　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

㈡　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携

㈢　生態系維持回復事業の実施体制

○国土交通省告示第千百九十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百七十三条の規定に基づき、飛行制限区域を定める告示を次のように定める。

平成二十二年十月二十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

飛行制限区域を定める告示

次の表の区域の欄に掲げる区域を同表の期間の欄に掲げる期間飛行制限区域とし、同表の条件の欄に掲げる条件をその上空における航空機の飛行を禁止する条件とする。

区域	期間	条件
パシフィコ横浜（北緯三十五度二十七分三十秒東経百三十九度三十八分十五秒）を中心とする半径五キロメートルの円内の区域	平成二十二年十一月十二日午前零時から同月十五日午前零時まで	次の各号のいずれにも該当しない飛行であること。 一　二千五百フィートを超える高度における飛行 二　海上保安庁の使用する航空機による警備を任務とする飛行 三　自衛隊の使用する航空機による要人輸送又は監視等を任務とする飛行 四　都道府県警察の使用する航空機による警備を任務とする飛行 五　気象状況、交通状況等を踏まえ、航空交通管制機関から飛行制限区域を飛行することを指示された飛行

○国土交通省告示第千百九十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第二項の表女満別ＶＯＲの項中「昭和54年６月１日」の次に「（平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

網走	走上欄にＶＯＲ同じ	Ｎ43°53′Ｅ144°10′北海道網走郡大空町	117.3	100なし	ＡＢＥ	24時間	平成22年12月16日	網走ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表松本ＶＯＲの項中「平成22年７月29日から平成22年10月20日まで供用休止」を「平成22年10月21日から供用再開」に改め、同表信州ＶＯＲの項を削る。

第四項の表旭川ＩＬＳの項中「344°」を「343°」に、同表新千歳０１ＬＩＬＳの項中「平成22年９月23日から平成22年10月29日まで供用休止」を「平成22年10月30日から供用再開」に、同表大館能代ＩＬＳの項中「平成22年９月23日から平成22年11月17日まで供用休止」を「平成22年11月18日から供用再開」に、同表宇部ＩＬＳの項中「山口宇部空港及びその周辺」を「山口宇部空港内」に改め、

ミドルマーカー	75	1

を削り、「昭和55年７月１日」の次に「（平成22年11月18日から平成23年２月９日まで供用休止）」を加える。